

(一部抜粋版)
高等学校學習指導要項

二〇xx年x月 告 示

文 化 教 育 省

○文化教育省告示第二十三号

現在増加の一途にある性犯罪から青少年を保護するため、教育基準法(二〇XX年文化教育省告示第十五号)の一部を次のように改訂し、二〇XX年四月一日から施行する。

二〇XX年三月十八日

文化教育大臣 人野 肩

高 等 学 校 学 習 指 導 要 項

目 次

第1章 総則	1
第2章 各教科	
第1節 国語	
第2節 社会	
第3節 数学	
第4節 理科	
第5節 音楽	
第6節 美術	
第7節 保健体育	
第8節 技術・家庭	
第9節 外国語	
第3章 特別の教科	(ここより一部抜粋)
第4章 総合的な学習の時間	
第5章 特別活動	

第3章 特別の教科

第一 目 標

第1章総則の（中略）ため、性犯罪の事前予防、性交渉時の問題を低減させ、自己と他者を尊重し、人間としての生き方についての考え方を深めていく。また、引いては犯罪率低減と、少子化対策を行う。

第二 内容

高等学校の授業外を含め行う保健体育と道徳を含めた授業である教育教材においては、以下に示す項目について扱う。

A 主として性交に関する事

{知識}

未経験の生徒に対し、女体の仕組みを示し、円滑な性交渉を目指す。

{実践、経験}

望ましい性交渉は何かを身に着け、自身の性欲を効率的に発散させられる能力を持つこと。

{責任}

性交渉の結果起りうる事態を理解し、その責任を持てるようになること。

B 主として女体の構造に関する事

{思いやり}

性交渉時の問題の対処、予防ができるようになる。相手の状態を思いやれる心を持つこと。

{探究、理解}

好奇心を持ち、女体の理解を深め、引いては安全に性交渉を行えるようになること。

C 命の大切さに関する事

{理解}

命の営みとはどういうものか、児童教育ではあいまいだった部分をはつきりと理解し、直視できること。

{実感、体験}

人体はどのような構造をしているのか、妊娠と出産の経過を通して実感する。そして命の大切さを実体験を持って理解させること。

第三 指導計画の作成と内容の取扱い

1 各学校においては、教育教材の発育状況、性交渉経験の有無、総合的な学習の時間及び実習の関連を考慮しながら、教育教材の年間指導計画を作成するものとする。なお、作成に当たっては第二に示す内容をすべて満たし、取り上げるものとする。その際三学年間を考慮した重点的な指導や、生徒たちの自主性、地域との協力を通した指導、一つの内容項目を複数の時間で扱うなどの工夫を取り入れるものとする。

2 内容の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1)保健体育担任の教師が行うこと原則とするが、校長や教頭などの参加、地域の浮浪者との協力的な指導について工夫し、担任教師を中心とした指導体制を充実させること。

(2)教育教材が学校の教育活動全体を通して行う性教育、道徳教育の要としての役割を果たすことが出来るよう、計画的・発展的な始動を行うこと。特に、教育教材に行つてよいことと、女性に行ってよいことの区別をつけることで、犯罪行為につながることと、合法な行為の区別を付けさせること。

(3)教育教材が自殺を試みないよう細心の注意を払うこと。もし最後の授業前に死亡してしまった場合、教育推進法第二十七条一項に基づき速やかに代役を立てること。逃亡を図った場合、もしくは未遂に終わった場合も、教育推進法第二十七条二項に基づいた自殺防止器具、監視装置の装着をすること。

(4)不妊等不測の事態により授業の続行が不可能となった場合、他高との共同授業

や、代役など可能な限り続行可能な選択を行う事。

(5)生徒が多様な性的嗜好に接したりする中で、より先鋭的な嗜好を求めるよう最大限配慮すること。その際、教育教材の四肢欠損、失明、その他後遺症が残るような行為は出産の実習が終了した後に行うものとする。

(6)生徒が社会的なモラルを身に着け、正確で健全な判断能力を持たせるようにする。その際教育教材に行ったあらゆる行為は考慮しないものとする。

3 教材については、次の事項に留意するものとする

(1)選出方法は投票制、合議制など各自で決めてよいが生徒たちの自主性、意欲を尊重できるものとする。また、意欲を削ぐような容姿の生徒が選ばれないよう細心の注意を払うこと。

(2)性病や感染症に最大限留意し、月一回の性病検査を義務とする。感染が発覚した場合、最速で完治できるよう努めること。また、その際殺処分も選択肢として考慮する事。

(3)教材が授業を拒否した場合、どのような手段を取ってでも授業に参加させること、基本的に担任がその責任を負うが、生徒たちが自主的に行っても問題はない。

(4)授業時間以外の実習行為は、生徒たちの自主性、学習意欲の表れであるため、教材は最大限従う事。また、その際教材に日本国憲法・法律は適用しないものとする。

4 生徒の性的嗜好や道徳性に関わる成長の様子を観察し、指導に生かすこと、ただし数値による評価は行わないものとする。